

第7期江南市障害福祉計画及び第3期江南市障害児福祉計画【概要版】(案)

1 計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」と、「児童福祉法」第33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。「障害福祉サービス等の推進」、「障害児支援体制の強化」を中心とした施策の具体的な量の見込みと確保方策を記載するとともに、計画最終年度における成果目標を設定します。

2 計画の期間

令和6年度～令和8年度

3 計画の基本方針

本計画は第3次江南市障害者計画の理念である「すべての人の「社会参加と自立」の実現」に基づき、「地域共生社会」の実現に向け、次の基本方針に沿って計画を進めます。

- ▶方針1 相談支援体制の強化
- ▶方針2 地域生活の支援
- ▶方針3 地域活動の支援
- ▶方針4 雇用・就労の促進
- ▶方針5 自立生活の支援
- ▶方針6 障害児の支援
- ▶方針7 サービス提供体制の強化・充実

4 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の主な成果目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の指針を踏まえ、令和8年度を目標年度とする成果目標を設定しました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

成果指標	目 標
全施設入所者数	69人
施設入所から地域へ移行者数	5人
施設入所者数の削減者数	4人

○適切に意思決定支援を行いつつ、住まいの場の確保等を進めるとともに、「江南市総合支援協議会」等において検討するなど、施設入所者の地域移行を進めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	1回	1回	1回
協議の場への関係者の参加者数	18人	18人	18人
目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、江南市総合支援協議会にて保健、医療、福祉関係者等の関係者で協議を行います。

(3) 地域生活支援の充実

成果指標	目 標
地域生活支援拠点等の確保	1つ
機能充実のための効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	実施
地域生活支援拠点等の運用状況の検証	1回/年
強度行動障害者を有する人に関する地域の関係機関が連携した支援体制の整備	実施

○「江南市総合支援協議会」の「地域生活支援拠点検討部会」において、地域生活支援拠点の運用状況の確認・検証や体制の充実等に向けた検討を行い、さらなる機能強化を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

成果指標	目 標
福祉施設の利用者のうち一般就労する人数	25 人
就労定着支援事業の利用者数	9 人
一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所	50%以上
職場定着率が7割以上の就労定着支援事業所	25%以上

○障害者就業・生活支援センター、市内や近隣市町の就労定着支援事業所等との連携を図り、一般就労への移行を進めます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、サービスの周知・情報提供やサービスの質・量の充実に取り組みます。
- 児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を図ります。
- 保健、医療、障害福祉、保育、教育に配置されたコーディネーターによる伴走型の支援により、当事者を取り残さない体制の構築を進め、関係機関等が連携を図りながら個々のケースに合わせて協議を進めます。

成果指標	目 標
児童発達支援センターの設置数	1 か所
保育所等訪問支援事業所の設置数	2 か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保数	各 1 か所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	5 人

(6) 相談支援体制の充実・強化

成果指標	目 標
基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化	実施
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	実施

- 基幹相談支援センターにおいて総合的・専門的な相談支援を実施します。
- 基幹相談支援センターや「江南市総合支援協議会」の「相談支援部会」を通じて相談支援体制の強化を図ります。
- 「江南市総合支援協議会」において相談支援事業所の参画による事例検討を実施します。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果指標	目 標
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1 人/年度
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有回数	12 回/年度

- 愛知県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に、市職員が参加することで専門知識の向上を図ります。
- 障害福祉サービス等給付費の請求内容審査時に随時各事業所との連携を行います。

5 障害福祉サービス等の見込み量

《障害福祉サービス》

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問系	居宅介護	人	101	104	108	112
		時間	1,507	1,545	1,610	1,676
	重度訪問介護	人	0	1	1	1
		時間	0	235	235	235
	同行援護	人	6	6	6	7
		時間	51	52	55	57
	行動援護	人	5	5	5	6
		時間	49	50	52	54
	重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0

区 分			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中活動系	生活介護	人	215	220	230	239
		日	4,177	4,282	4,464	4,646
	自立訓練（機能訓練）	人	2	2	2	2
		日	14	14	15	16
	就労選択支援	人			19	20
	自立訓練（生活訓練）	人	17	17	18	19
		日	240	246	256	267
	就労移行支援	人	36	37	39	41
		日	506	517	545	574
	就労継続支援（A型）	人	79	81	85	90
		日	1,580	1,614	1,702	1,791
	就労継続支援（B型）	人	216	221	233	245
		日	3,595	3,672	3,874	4,075
	就労定着支援	人	9	9	10	10
	療養介護	人	9	9	10	10
短期入所（福祉型）	人	23	24	25	26	
	日	112	115	120	125	
短期入所（医療型）	人	3	3	3	3	
	日	10	10	11	11	
居住系	共同生活援助（グループホーム）	人	105	114	122	131
	施設入所支援	人	72	71	70	69
	自立生活援助	人	0	1	1	1
相談支援	計画相談支援	人	220	226	235	245
	地域移行支援	人	0	1	1	1
	地域定着支援	人	0	1	1	1

▼確保方策

【訪問系】 事業所等と連携を図り、実施主体の確保や人材育成等について検討を進めます。

【日中活動系】 事業所等と連携を図り、サービスの実施主体の確保や個々の状況に合ったサービスの提供促進を図ります。

《地域生活支援事業》

区 分			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施	実施	
	自発的活動支援事業		実施	実施	実施	実施	
	相談支援事業	障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1
		住宅入居等支援事業（居宅サポート事業）	か所	1	1	1	1
		総合支援協議会の設置	設置	設置	設置	設置	
	成年後見制度利用支援事業	か所	1	1	1	1	
		人	1	2	2	2	
	成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施	実施	
	意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	人	2	設置	設置	設置
		手話通訳者派遣事業	人	7	8	8	8
			件	169	180	180	180
		要約筆記者派遣事業	人	0	1	1	1
		件	0	1	1	1	
	日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	5	5	5	5
		自立生活支援用具	件	16	16	16	16
		在宅療養等支援用具	件	9	10	10	10
		情報・意思疎通支援用具	件	10	11	11	11
		排泄管理支援用具	件	3,806	3,910	3,910	3,910
		居住生活動作補助用具	件	1	4	4	4
	手話奉仕員養成研修事業	人	7	7	7	8	
移動支援事業	人	25	25	25	25		
	時間	134	129	129	129		
地域包括支援センター機能強化事業	か所	2	2	2	2		
	人	21	21	21	21		

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
任意事業	訪問入浴サービス	人/月	9	9	10	10
		回/月	34	35	36	38
	日中一時支援	人/月	4	4	4	4
		回/月	10	10	11	11
	自動車運転免許取得費の助成	人/年	1	1	1	1
	身体障害者自動車改造費の助成	人/年	1	1	1	1
	更生訓練費給付	人/年	51	52	55	57
	知的障害者職親委託	人/年	1	1	1	1
歩行訓練	人/年	3	3	3	3	

▼確保方策

【成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業】「江南市成年後見センター」において、障害者の権利擁護の推進を図ります。

【意思疎通支援事業】事業の周知を図り、サービスの利用を促進するとともに、意思疎通支援を担う人材の育成・確保に努めます。

《障害児支援》

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
障害児通所支援	児童発達支援	人	166	179	197	213
		日	1,429	1,544	1,692	1,834
	放課後等デイサービス	人	344	372	407	442
		日	4,053	4,379	4,798	5,202
	保育所等訪問支援	人	10	11	12	13
		日	18	19	21	23
居宅訪問型児童発達支援	人	0	1	1	1	
	日	0	1	1	1	
障害児相談支援	人	141	152	167	181	
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	人	5	5	5	5	
子ども・子育て支援事業	保育所	人	123	124	124	124
	認定こども園	人	0	0	0	0
	放課後児童健全育成施設	人	16	16	16	16
発達障害等に対する支援	「家族教室」受講者数	人	10	12	12	12
	ペアレントメンター数	人	1	1	1	1

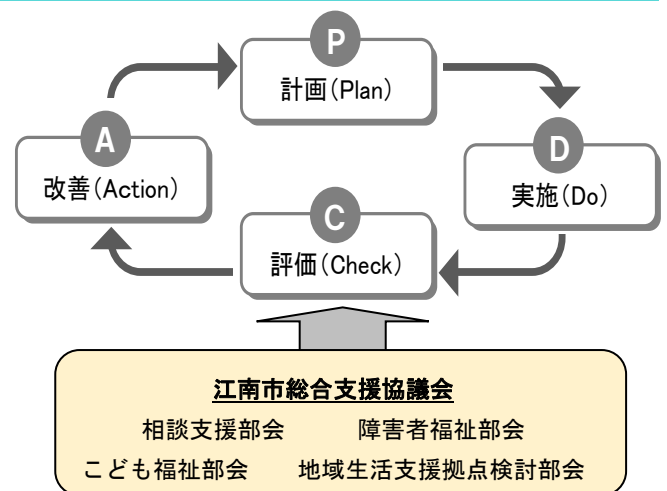
▼確保方策

【障害児通所支援】児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援は第3期計画においても増加を見込みます。引き続き、事業所の確保及びサービスの質の向上に努めます。

6 計画の推進体制

本計画の施策や福祉サービスの実効性を高めるため、計画の評価、見直しを行う機関として「江南市総合支援協議会」を位置づけます。

国の基本指針に即して、計画期間の各年度におけるサービス見込み量のほか、令和8年度末の目標値の達成状況をPDCAサイクルによって評価、見直しを実施します。



発行 : 江南市
 編集 : 江南市健康福祉部福祉課
 住所 : 〒483-8701 愛知県江南市赤童子町大堀 90
 TEL 0587-54-1111 / FAX 0587-56-5515 / MAIL fukushi@city.konan.lg.jp
 発行年月 : 令和6年3月